

\*\*\*\*\*

平成 2 6 年 第7回臨時会

# 上富良野町議会会議録

\*\*\*\*\*

平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日

上富良野町議会

# 目 次

第 1 号 ( 1 1 月 2 5 日 )

○議 事 日 程	.....	1
○出 席 議 員	.....	1
○欠 席 議 員	.....	1
○遅 参 議 員	.....	1
○早 退 議 員	.....	1
○地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	.....	1
○議会事務局出席職員	.....	1
○開 会 宣 告	.....	2
○開 議 宣 告	.....	2
○議会運営等諸般の報告	.....	2
○日程第 1	会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2	会期の決定について	2
○日程第 3	報告第 1 号 専決処分の報告について(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて).....	2
○日程第 4	議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 26 年度上富良野町一般会計補正予算(第 11 号)).....	3
○日程第 5	議案第 2 号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例.....	4
○日程第 6	議案第 3 号 南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(H25 国債)請負契約の変更について.....	4
○閉 会 宣 告	.....	5



○ 議事日程 (第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 会期の決定について 11月25日 1日間  
第 3 報告第1号 専決処分の報告について(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めること  
について)  
第 4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度上富良野町一般会計補正  
予算(第11号))  
第 5 議案第2号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
第 6 議案第3号 南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(H25国債)請負契約の変更について

○ 出席議員 (12名)

1番	佐川典子君	2番	小野忠君
3番	村上和子君	4番	米沢義英君
6番	徳武良弘君	8番	谷忠君
9番	岩崎治男君	10番	中澤良隆君
11番	今村辰義君	12番	岡本康裕君
13番	長谷川徳行君	14番	西村昭教君

○ 欠席議員 (2名) 5番 金子益三君 7番 中村有秀君

○ 遅参議員 (0名)

○ 早退議員 (0名)

○ 地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山富夫君	副 町 長	田中利幸君
会 計 管 理 者	菊池哲雄君	総 務 課 長	北川和宏君
建 設 水 道 課 長	佐藤清君		

○ 議会事務局出席職員

局 長	藤田敏明君	次 長	佐藤雅喜君
主 事	新井沙季君		

午前9時00分 開会  
(出席議員 12名)

### ◎開会宣告

○議長(西村昭教君) 御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は12名でございます。これより平成26年第7回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

### ◎開議宣告・議会運営等諸般の報告

○議長(西村昭教君) 直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(藤田敏明君) 御報告申し上げます。

今臨時会は11月21日に告示され、同日議案等の配布をいたしました。今臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案3件と報告1件であります。今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

13番 長谷川 徳 行 君

1番 佐 川 典 子 君

を指名いたします。

### ◎日程第2 会期の決定について

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決しました。

### ◎日程第3 報告第1号

○議長(西村昭教君) 日程第3 報告第1号 専決処分  
の報告について(交通事故に係る和解及び損害賠償の  
額を定めることについて)を議題といたします。

議会事務局長。

○事務局長(藤田敏明君) ただ今上程いただきました  
報告第1号 専決処分の報告について(交通事故に係る  
和解及び損害賠償の額を定めることについて)につつま  
してその内容を御説明申し上げます。本件の発生状況に  
つきましては、平成26年9月26日午前10時35分  
ごろ、私が運転する公用車の後部座席に議員2名を同乗  
し、所管事務調査のため東中地区に向かう際、上富良野  
町方面より道道上富良野旭中線を走行中、東7線北19  
号交差点を通過した前方左路線のバス停留所レーンに  
相手の乗用車が停車しており、その横を通過する際に相  
手の乗用車が突然Uターンをしてきたため、回避するこ  
ともできず公用車の左後ろドアに相手の乗用車の右側  
前面部が接触し破損したものであります。

相手側と交渉した結果、相手側の後方確認を怠ったこ  
とが主因であります。公用車側にも確認不足があるこ  
とから、当方20%の過失となり賠償金67,608円  
の金額を賠償することで、平成26年11月12日に専  
決処分を行ったところであります。所属長として職員に  
指導する立場でありながら、交通事故に至ったことにつ  
きましては、大変申し訳なく心から深くお詫び申し上げ  
るところであります。今後交通事故には十分に注意を払  
い同じことを繰り返すことのないよう、私はもとより職  
員にも指導徹底してまいります。以下朗読をもちまして  
説明とさせていただきます。

報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会にお  
いて指定されている事項について、次のとおり専決処分  
したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定  
めることについて。

裏面をご覧ください。

専決処分書。

町が運行する車両の事故に係る和解及び損害賠償の  
額を定めることについて、地方自治法第180条第1項  
の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年11月12日。

上富良野町長 向山富夫。

記。

1、和解の相手方、札幌市

。。

2、和解の内容。

(1) 上富良野町は、相手方 に対し、金67、608円を支払う。

(2) 相手方 は、上富良野町に対して、本件に関し、今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上、専決処分 の報告といたします。御了承賜りますようお願い申し上げます。

**○議長 (西村昭教君)** ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

**○議長 (西村昭教君)** 質疑がなければ、これで本件の報告を終わります。

#### ◎日程第4 議案第1号

**○議長 (西村昭教君)** 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度上富良野町一般会計補正予算(第11号))を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長 (北川和宏君)** ただいま上程いただきました議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度上富良野町一般会計補正予算(第11号))につきまして専決処分の要旨をご説明申し上げます。

本件は11月21日に衆議院が解散され、第47回衆議院議員総選挙が12月2日公示、12月14日に執行することが決定されたところであり、第47回衆議院議員総選挙の執行及び併せて実施される第23回最高裁判所裁判官国民審査を実施するため、所用の経費について11月21日付けで専決処分を行ったところあります。このことから地方自治法の規定により予算の内容を議会に報告するとともに、御承認いただくため本議案を上程するものであります。それでは、以下議案の説明につきましては、議案を朗読し御説明させていただきます。なお、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めら

記。

処分事項、平成26年度上富良野町一般会計補正予算

(第11号)。

裏のページをお開き願います。

専決処分書。

平成26年度上富良野町一般会計補正予算(第11号)を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年11月21日。

上富良野町長 向山富夫。

次のページをご覧ください。

平成26年度上富良野町一般会計補正予算(第11号)。

平成26年度上富良野町の一般会計の補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ782万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億6733万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

14款、国庫支出金、782万8千円。

歳入合計は782万8千円であります。

2、歳出。

2款、総務費、697万8千円。

11款、給与費、85万円。

歳出合計は782万8千円であります。

以上で議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度上富良野町一般会計補正予算(第11号))の説明といたします。御審議いただきまして議決くださいますようお願い申し上げます。

**○議長 (西村昭教君)** これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

**○議長 (西村昭教君)** なければ、これで質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長 (西村昭教君)** ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり承認されました。

---

### ◎日程第5 議案第2号

○議長（西村昭教君） 日程第5 議案第2号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第2号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案の要旨をご説明申し上げます。

本年8月に人事院は国家公務員の給与について、民間給与が公務員給与を上回り、その格差を解消するため引き上げる勧告がされたところであります。本町の職員の給与についても人事院勧告の内容を参酌し所要の改正を行うため、給与条例の改正を行うものであります。給与条例の改正の主な改正点を御説明申し上げます。

1点目は、月例給について、民間との格差を解消するため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点をおいた引き上げで、平均0.3%の引き上げの改定を行うものであります。

2点目は、ボーナスについて、民間との支給割合に見合うよう0.15か月引き上げ、引き上げ分は勤勉手当に配分するものであります。

3点目は、通勤手当について民間の支給状況等を踏まえ、1kmにつき現行475円を526円とする引き上げの改定をするものであります。以下につきましては条例の朗読を省略させていただき、条を追ってその主な改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

改正条例第1条は、平成26年12月1日から施行する内容で、第10条は通勤手当の改正を規定するものであります。第20条は、勤勉手当の改正を規定するものであります。別表第1、別表第2でそれぞれ規定している行政職給料表、看護職給料表の改正を規定するものであります。改正条例第2条は、平成27年4月1日から施行する内容で、第20条の勤勉手当の支給月の割合の改定を規定するものであります。改正条例附則について、第1項は、改正条例第1条は平成26年12月1日から、改正条例第2条は平成26年4月1日からそれぞれ施行する規定であります。第2項は、改正条例第1条のうち、別表第1、別表第2について平成26年4月1日から適用する規定であります。第3項については、適用前の異動者の号給の調整を規定するものであります。第4項は、別表第1、別表第2の遡及適用により、改正前の給料表による給料については、改正後の給与の内払いと

みなす規定であります。第5項は、規則への委任規定であります。以上で、議案第2号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第6 議案第3号

○議長（西村昭教君） 日程第6 議案第3号 南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H25国債）請負契約の変更についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○務建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第3号 南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H25国債）請負契約の変更につきまして提案の要旨をご説明申し上げます。

本事業は防衛省の委託により、平成23年度に発生しました集中豪雨により、演習場内のベベルイ川の流路溝が被災し土砂が流出したため、護岸と魚道溝復旧を行う工事であり、平成23年度より継続実施しているところであります。本工事は、入札を平成26年2月26日に行い、3月4日議会の議決を経て、工期を平成26年12月12日として、請負会社（株）アラタ工業と契約を締結いたしました。この施工の途上におきまして設計内容を変更せざるを得ない状況が発生しましたことから、事業者間と北海道防衛局との協議が整いましたので、契約額の変更を行うものであります。

増額要因として、1点目に護岸工において既設護床ブロックを再利用する設計となっておりますが、現地確認したところ再利用をできないブロックが確認できたため、新材を設置することとなったこと。2点目として、予定していた護床、護岸の施工範囲において被災か所の相違があったことから、布設替えの面積が予定より大きくなったこと。減額要因として、護床ブロックに再利用できなかった物を現地発生材として、袋型目固め工とフ

トン籠工の中詰め材として新材購入をやめたこと。結果として増額要因が多くなったため、精査した結果今般上程のとおり契約額について、178万2千円を増額変更するものとなっております。なお、工期の変更はございません。以下、議案を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

議案第3号 南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(H25国債)請負契約の変更について。

南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(H25国債)請負契約の締結(平成26年3月4日議決を経た議案第30号に係るもの)を次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記。

変更する事項。

契約金額(変更前)7074万円。

(変更後)7252万2千円。

以上説明を終わります。御審議賜りまして、議決くださいますようお願いいたします。

**○議長(西村昭教君)** これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

**○議長(西村昭教君)** なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西村昭教君)** ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会宣告

**○議長(西村昭教君)** 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。これにて、平成26年第7回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前9時21分 閉会



上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成 26 年 11 月 25 日

上富良野町議会議長 西村 昭 教

署 名 議 員 長谷川 徳 行

署 名 議 員 佐 川 典 子